

公益財団法人医療機器センター公的研究費不正防止対策基本方針

平成27年3月1日

最高管理責任者決定

公益財団法人医療機器センター公的研究費運営・管理規程第2条第2項に掲げる不正防止対策基本方針については、国民の税金が公的研究費の原資であり、その不正は社会からの信頼等に反する行為であることを踏まえ、不正の根絶に向けて次のとおり定める。

1. 不正防止対策に関する責任体系を明確にする。
2. 不正防止対策に当たって、公益財団法人医療機器センターの役職員がとるべき行動を明確にする。
3. 事務処理に関する職務権限やルールを明確にするとともに、不正防止対策に関する関係者の意識向上を図り、不正防止対策に向けた環境・体制の構築を図る。
4. 不正防止対策の実態を把握し、検証する体制を構築する。
5. 不正が判明した場合に、当該者に適正な処分を行うと共に、不正の要因を把握し、再発防止へ向けた対策を講じる。